

## 障害児支援見直しについての意見

20.4.25.

全国児童相談所長会事務局 豊岡 敬

### 1 児童相談所の現状

- 少子化という状況にありながらも年々児童虐待件数が右肩上がりになり、平成18年度は全国で約3万7000件を超える受理件数が報告されている。
- 虐待相談への対応は、児童相談所だけでなく、保育所、幼稚園、小中学校、福祉事務所、保健所、警察、医療機関、地域の民生児童委員、等々多様な機関と人々との関わりによってなされている。
- 虐待対応では、児童相談所が虐待の程度やリスクを判断する際のアセスメントが非常に重要である。更に専門的機能を高めることが求められている。
- 平成20年4月1日から、改正「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、新たに出頭要求、立ち入り調査の強化（臨検・捜索）、面会通信の制限、接近禁止命令などが盛り込まれ、児童相談所の権限が強化された。さらには、親子分離後の家族再統合を視野に、保護者指導プログラムへの取り組みが強化されることとなった。
- 児童相談所は、虐待相談、非行相談、養護相談などに対応し、子どもの権利を守り、子どもの健全な成長発達を支援するために、専門機能を発揮している。

### 2 児童相談所における障害児への関わり

- 全国の児童相談所の相談の中では、障害相談の占める割合は51%と過半数を占めている（平成18年度厚生労働省福祉行政報告例＝約38万件中約19万件）。多くが知的障害相談であり、療育手帳（愛の手帳）の判定業務が中心となっている。
- 注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガーなどの発達障害相談も増えている。
- 障害児の一時保護は、可能な限り一時保護所での対応を原則とするが、障害程度が重く集団生活が難しい場合等、障害児施設への一時保護委託で対応している。
- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、地域（市町村）のサービス基盤の整備や財政基盤の確立が重要である。
- 平成18年の障害者自立支援法施行のため、児童相談所は、障害児施設入所児童の「措置」か「契約」かの判断を行った。
- 厚生労働省から、①保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合、②保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準じる状態である場合、③保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難である場合、の三つの考え方が示されたが、幅広く措置を捉えた自治体もある。
- 利用契約であっても、児童相談所の意見を聞かなければならないことになっているため、事務手続きが煩雑で児童相談所業務に影響を及ぼしている。更新事務もある。
- 措置から「契約」に変わったことで、利用者の選択肢が増えたということができる。

- 3 障害児者のライフステージを通じた一貫した支援の方策（就学前・学齢期・青年期）
- 障害児者にとって早期発見・早期対応は非常に重要な課題である。就学前では、保育や通園施設等の利用により、障害の軽減や発達支援の観点からの専門的療育を受けられる体制が必要である。日中活動の場としての児童デイ・サービスなどの育児支援の事業も重要である。
  - 学齢期になって、児童相談所への「しつけ・性格行動相談」で発見される場合もある。
  - 発達障害領域などは、親子共々その理解が進んでいるとは言い難い状況にある。
  - 障害受容は重要である。障害受容はその後のライフステージに大きく影響を及ぼすが、比較的高学年になるまで専門的な対応がなされない事例もある。
  - 非行相談や育成相談（不登校・性格行動等）の背景に「障害」が潜んでいることがあり、乳幼児期、学童期を通じた支援体制は非常に重要である。
  - 就労・自立する青年期での支援策拡充は重要である。
- 4 家族支援体制の充実
- 課題を抱える家族への支援は、地域の支援ネットワークを組むことが重要である。
  - 児童福祉法第25条の2により、「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められており、地域における関係機関同士の情報交換と共有ができるようになっている。
  - 被虐待児童・要保護児童等に関する情報交換が可能である。
  - 児童相談所は家族構成員全体を視野に入れたケースワークの展開に努めている。
- 5 行政の実施主体について
- 障害のある被虐待児童で、強制介入・親子分離を行った事例など児童相談所の関与による措置入所を担保する必要がある。
  - 児童相談所が必要と判断した場合、確実に入所できるような対応が必要である。
  - 職権による一時保護や28条申し立て等により対応し、保護者の強引な引き取りなど児童に不利益を及ぼすような場合は施設名を秘匿としている。
  - 障害者自立支援法では、市長村が提供するサービスと都道府県が提供するサービスの二層構造となっており、利用者の利便性をさらに考慮すべきである。
- 6 障害児・者のサービス一元化
- 18歳以上は利用者の申請に基づき市町村が支給決定を行う契約制度となっており統一的なアセスメント、障害程度区分や市町村審査会が設置されている。
  - 医療的配慮が必要な児童・施設にとっては、自立支援法移行後の状況を十分に踏まえた検討と対応が必要である。また、児童施設における過年齢児という課題がある。
  - 権限委譲はその裏付けとなる財源措置が必要である。